様式第５号（第５条関係）

基準点包括使用承認書

三重県土地家屋調査士会
　　会長　川井　一浩　様

令和８年２月24日付けで申請があった基準点の使用について、松阪市都市部官民境界基本調査基準点管理保全要綱第５条第２項の規定により次のとおり承認します。

使　用　目　的	地積測量図等の作成のための測量
使　用　期　間	令和８年４月１日から令和９年３月31日まで（１年間）
測　量　地　域	松阪市域
使　用　す　る 公　共　基　準　点	松阪市が管理する都市部官民境界基本調査基準点 （使用時点で基準点として取り扱われている点に限る）
測　量　方　法	GPS測量、トータルステーションほか必要な精度の確保可能な測量方法による
測量作業担当者	包括承認申請を行った機関に属する者が都市部官民境界基本調査基準点を使用する場合は、基準点包括使用報告書への記載をもって本欄の記載に代えることとする。

使用条件
１　別紙基準点使用条件を遵守すること。
２　測量を完了した者は、基準点包括使用報告書（様式第６号）により基準点の使用結果を市長に報告すること。

承認番号25松地籍第525号001
令和８年２月26日

松阪市長　　竹上　真人　　印

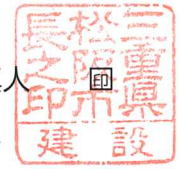

担　当　連　絡　先	松阪市役所　地籍用地課 ＴＥＬ　　（0598-53-4147）

（別　紙）

基準点使用条件

1．基準点の使用にあたっては、作業者は立入る施設の管理者にあらかじめ計画機関名、作業者名、作業目的、連絡先等を連絡し、立入りの承諾を得ること。

2．施設内の立入りは、土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和２３年法律第１７８号）に規定する休日を除く午前９時から午後５時までを原則とする。ただし、管理者から指定された場合はそれに従うこと。

3．作業者は、基準点を使用するときは、基準点包括使用承認書を常時携行すること。

4．使用にあたっては、基準点の取扱いに留意し、その保全に努めるとともに、周辺を汚さないよう努めること。

5．基準点及び立入り施設に損害を与えた場合は、申請者の費用で原形復旧すること。

6．基準点の付近で、その効用に支障を来す恐れのある工事を施工する予定がある場合又は発見した場合は速やかに基準点管理者に連絡すること。

7．作業者は、基準点の使用を完了したときは、基準点包括使用報告書（様式第６号）により基準点の使用結果を市長に報告すること。

8．作業者は、十分な安全対策を講じ事故のないよう責任を持って管理すること。